

令和4年度設楽町防災会議議事録

【事務局（米倉）】

皆さんこんにちは。

本日は、年度末の大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻より少し早いですが、皆さんお集まりいただきましたので、ただ今から設楽町防災会議を開催させていただきます。

私は、本日司会進行を務めます、総務課消防防災室長の米倉と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

まずはじめに、設楽町防災会議会長であります、設楽町長よりあいさつを申し上げます。

【会長】

皆さん、こんにちは。

設楽町防災会議の会長を務めさせていただきます、町長の土屋です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、大変年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

この防災会議は、設楽町の防災対策の方針を決定いたします大変重要な会議ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度、3年度と書面での開催ということとさせていただきます。今回は久しぶりに対面での開催ということで、ぜひ皆さんのご忌憚のないご意見をいただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本年度も、台風や豪雨、そして大雪ということで日本各地で甚大な被害を及ぼしているというような状況の中にあります。また、国外におきましては、2月6日ですか、に起きたマグニチュード7.8の地震やその後の大きな揺れによりまして、トルコとシリアの両国で死者が4万人を超えるというような大きな被害が出ております。

当町では、台風15号の影響で大雨警報が発令されましたために、災害対策本部を設置いたしまして対応いたしました。詳しい状況は後ほど説明させていただきますけれども、幸いにも人的被害や建物被害など大きな被害はありませんでした。

しかしながら、災害というものは、いつ起こるか分からないものでありますので、できる限りの備えということに努めてまいりたいというふうに思っております。本日、ここにお集まりの皆様方には、今後とも、ぜひ、お力添えとご支援、

ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局（米倉）】

はい、ありがとうございました。

では、会議に入る前に、事務局の紹介をさせていただきます。

本日、総務課長の鈴木が出席させていただくはずでしたが、ちょっと急用のため欠席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

私は先ほども申し上げましたが、総務課消防防災室長の米倉と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（鈴木）】

私は消防担当の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（金田）】

私は防災担当の金田と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（米倉）】

それでは、続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

次第がA4で1枚、出席者名簿がA4で1枚、資料1としまして、「設楽町地域防災計画修正（案）の要旨」、資料2-1としまして、「風水害等災害対策計画新旧対照表（案）」、資料2-2としまして「地震災害対策計画新旧対照表（案）」、資料2-3-1としまして、「原子力災害対策計画新旧対照表（案）」、資料2-3-2としまして、「原子力災害対策計画新旧対照表別紙（案）」、資料3「令和4年度災害対応状況について」、資料4「災害に関する協定等の締結状況について」、資料5「個別避難計画の作成について」、資料6「設楽町防災アプリについて」、資料7「消防統計速報値」、資料8「令和5年度南海トラフ地震等対策事業費補助金の概要」以上でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

はい、それでは、ないようですので、よろしくお願いいたしますと思います。

本日の会議につきましては会議中の様子を写真撮影させていただきますのと、会議終了後には議事録を作成させていただきます。また、本会議の結果は町のホームページにて公表させていただきますのでご承知おきください。

本日、皆様の机の上には、このマイクが設置されております。会議中、ご発言がある場合には、発言の前にトークボタンを押していただくのと、発言が終わりましたら、同じくまたトークボタンを押していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進めたいと存じます。

設楽町防災会議条例第3条第2項の規定によりまして、「会長は、町長をもって充てる」とありますので、議事進行を会長の町長にお願いいたします。

【会長】

それでは、規定によりまして進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、本日の会議でございますが、委員総数の2分の1以上の出席をいただいておりますので、設楽町防災会議条例第5条第2項の規定によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告をいたします。

まず、次第3議事に入ります。

議題「設楽町地域防災計画の修正について」、「設楽町地域防災計画修正（案）の要旨」、「風水害等災害対策計画新旧対照表（案）」、「地震災害対策計画新旧対照表（案）」、「原子力災害対策計画新旧対照表（案）」を続けて事務局より説明をお願いします。

【事務局（米倉）】

それでは、計画修正案について、ご説明を申し上げます。着座にてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。

市町村地域防災計画は、災害対策基本法第42条により、毎年検討を加え、必要があると認められる場合には修正しなければならないとされております。設楽町地域防災計画は、直近では令和4年2月に修正を行っておりますが、愛知県地域防災計画の本年度の修正に合わせた計画の修正を行います。

まず、県の地域防災計画の修正に伴う主な修正事項といたしまして、福祉避難所における、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることや避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努めるということを追記しております。該当する箇所は風水害等災害対策計画の第2編第9章第1節と第3編第6章第2節、地震災害対策計画の第2編第7章第1節と第3編第7章第2節で、新旧対照表では資料2-1の12ページと30ページ、資料2-2の13ページと28ページというふうになっております。

また、効率的な救助・救急活動のため、町、県及び防災関係機関において、「顔

の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記しました。該当箇所は風水害等災害対策計画の第2編第7章と地震災害対策計画の第2編第5章で、新旧対照表では資料2-1の9ページと資料2-2の11ページになっております。

次に町の取組に係る修正事項としましては、昨年度の書面開催時にもご案内をさせていただきましたが、土砂災害に対して自主防災会が自主的に開設する避難場所を地区一時避難場所として運用を始めましたので、この取組に関する記述を追加しております。該当箇所につきましては、風水害等災害対策計画の第2編第8章第2節で、新旧対照表では資料2-1の11ページです。

また、詳しい取組は後ほどご報告させていただきますが、令和3年度の災害対策基本法改正を受けまして、町では避難行動要支援者の支援に関する全体計画を定めましたので、これも追記をしております。該当箇所につきましては、風水害等災害対策計画の第2編第9章第2節と地震災害対策計画の第2編第7章第2節で、新旧対照表では資料2-1の12ページと資料2-2の13ページとなっております。

なお、資料2-3-1、2-3-2こちらには、原子力災害対策計画の修正について、載せてありますけれども、主に字句の修正等で当町とは直接の関係が薄い事項ですので説明の方は省略させていただきます。

事務局からの説明は以上となります。

【会長】

ただ今、事務局から説明を申しあげました設楽町地域防災計画の修正につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いをしたいというふうに思います。

【会長】

何か、ございませんか。よろしいでしょうかね。はい、ご意見、ご質問もないようでございますので、それでは、お諮りをいたします。

議題の、設楽町地域防災計画の修正につきまして、原案のとおり決定しますことに異議ございませんでしょうか。

(委員から 異議なしの声)

【会長】

はい、ありがとうございます。

「異議なし」と認めまして、本修正案は原案のとおり決定することといたしま

した。

【会長】

次に、次第4報告事項に移ります。

報告事項についてですが、事務局からまとめて説明させていただいた後に、ご意見、ご質問の時間を設けさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、報告事項について、事務局より説明をお願ひします。

【事務局（米倉）】

それでは、報告事項につきまして資料3の方からご説明させていただきます。

令和4年度の災害対策の対応についてということですが、本年度、設楽町では台風15号により、9月22日の木曜日朝から雨が降り始めまして、23日金曜日午後5時15分に大雨警報が発令されたため、同日午後5時40分に町内全域に高齢者等避難を発令いたしました。

次に雨量情報です。詳細は裏面に記載しておりますが、愛知県のホームページに公表されております、新城設楽建設事務所設楽支所にあります設楽観測所の雨量データによりますと、22日木曜日午前0時からから24日土曜日午前0時までの累加雨量は122mm、時間積算雨量が最大となったのは、23日金曜日午後7時の22mmです。

時間経過は資料に記載のとおりであります。自主防災会によって、全部で9か所の地区一時避難場所が開設され、すべて自主避難ですが、6世帯7名の方が避難をいたしました。

なお、人的被害や建物の被害等はないという状況でした。

資料3に関しては以上となります。

【事務局（米倉）】

次に資料4です。災害に関する協定等の締結状況についてということで、今年度、設楽町では令和4年8月22日にヤフー株式会社様と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結いたしました。

町ホームページをキャッシュしたものを、ヤフージャパンのサーバー上で表示し、町のサーバーへの災害時のアクセス負荷を軽減させるためキャッシュサイトの掲載や防災情報等のヤフーサービス上への掲載についてご協力いただくことになりました。

なお、昨年度に書面で開催させていただいた防災会議にて令和3年度に締結した協定を報告させていただきましたが、令和3年9月1日に設楽町社会福祉協議会様と「設楽町災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書」を締

結させていただいております。協定の内容としましては、設楽町社会福祉協議会様と役場町民課との災害時におけるボランティアセンター設置、運営に関する協力ということになっております。

資料4については、以上です。

【事務局（米倉）】

続きまして、資料5です。個別避難計画の作成についてです。

町の現状としまして、防災計画にある避難行動要支援者の条件に該当する方は168名みえます。今年度の取り組みを進める中で、福祉専門職の方々のご協力を得て、個別避難計画を1件作成いたしました。

この計画作成に向けて設楽町では、令和3年度の災害対策基本法の改正を受け、福祉関係を担当する町民課と防災関係を担当する総務課、それと町内の福祉専門職の方々との意見交換を実施して、避難行動要支援者の支援に関する全体計画を作成いたしました。

また、この計画を進めるため、国においては、先行事例等を分析し、個別避難計画1件につき7000円として、地方交付税措置をしていることから、設楽町でも、個別避難計画の新規作成を支援した場合には、1件7000円の報奨金をお支払いすることとなっております。

今後に向けてですが、福祉専門職や自主防災会と協力して個別避難計画の作成を進めるため、令和5年度もこの報奨金の継続をすることとしております。

また、共助、公助の力を高めるためにも防災計画に定められた避難支援等関係者に対して、情報提供への同意を得た個別避難計画や避難行動要支援者名簿の情報を共有させていただきます。

なお、全体計画や詳しい資料はホームページに掲載しておりますので、お時間あるときにそちらをご覧くださいと思います。

資料5については、以上です。

【事務局（米倉）】

続いて、資料6 設楽町防災アプリについてです。

設楽町防災アプリは今年度から運用が開始しております。広報誌やホームページで町民の皆様には広くご案内をしております。

詳しくは裏面のチラシに記載しておりますが、主な機能といたしまして、防災地図は、設楽町が公開した災害情報や避難場所などの開閉状況を地図上で確認することができます。

また、ハザードマップは事前にダウンロードしていただければ、オフライン時にも確認することができます。

ここに避難していますは、避難所外に避難した方が、押していただくと、押した方が何処で避難しているのか役場で確認することができます。

お知らせは配信された防災行政無線や J-アラートをプッシュ通知や音声通知でリアルタイムに確認できます。

Help ME SOSは、緊急時に助けが必要な時などに、押した方が何処で避難しているかなどをご自身が登録しているご家族や友人、役場に現在の状況と位置情報を送信できます。

このほか、愛知県のマップあいちやAEDの設置場所についても確認することができます。

アプリのダウンロード数についてですが、令和5年2月20日現在で492回ダウンロードしているという状況となっております。

報告事項については以上となっております。

【会長】

はい、ただいま事務局より報告がありましたことにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いをしたいというふうに思います。

【真鍋委員】

設楽ダム工事事務所の真鍋です。

【会長】

どうぞ。真鍋さんどうぞ。

【真鍋委員】

すみません。せつかくの機会ですので、細かい点で恐縮ですけど、資料3で大
雨警報発令ってあるんですけど、よくうちの中部地方整備局も間違える人が多い
ですけど、気象庁の警報、注意報は別に命令が伴うものではないので、通常
は発表という言い方をしていらっしゃいますので、これ、資料外で防災計画とは
関係ないとは思いますが、念のため。その2行後に町として出される高齢者等避
難、これは、命令等ですので発令でよろしいかと思えます。ちょっと、細かいで
すけれども、お話しさせていただきました。

【会長】

はい、ありがとうございます。他に、どなたかございませんかね。

【山口委員】

会長。

【会長】

はい、設楽町議会議長どうぞ。

【山口委員】

山口です。資料5のですね、個別避難計画の作成につきましては、文書で見ますと、それで良いのではないかと思いますけれど、実際の現場に立ち会って、自主防災会の参画が不可欠ですと言いながら、避難行動要支援者名簿に168名が掲載されておると、よその地区の支援者は別に名簿なくても結構なのですけれど、自分の支援者を、うちの区では割り振りしてやっておるのですけれど、独居老人が多いですから名簿が入らない、誰が支援者か分からない。問い合わせしましても、個人情報で出せないというような中で、昨今、近所の方が入院されても情報が入りません。そういう中で、向3軒両隣くらいの担当は振り分けできるのですけれど、有事の際の要支援者に対する対応をきめ細かく、分かっている人は若い人を振り付けているのですけれども、半数ぐらいが情報入手不可能でできません。そういうのは、どのような連携をとりながら共助の強さを今後発揮させていくかというのは、個人情報とのからみにおいて、地域とどうからんでいくかを検討していかないと、文書だけで終わってしまうという懸念を持ちますが、どのような見解でおられるかお聞きしたいと思います。

【事務局（鈴木）】

はい、事務局鈴木です。今山口委員の質問に対してお答えさせていただきます。避難行動要支援者につきましては、要配慮者、いわゆる65歳以上の高齢者だとか、妊婦さんもそうなのですけれど、一般的に避難が難しい方を要配慮者としております。その中で特に避難が自力でできない方、例えば障がいをお持ちの方という方を避難行動要支援者というふうに定めております。避難行動要支援者の方々に対しては、自力で避難が困難ということで、先ほど事務局からもご説明させていただきましたが、社会福祉協議会ですとか、愛厚ホームさんとかのケアマネージャーさんとかと協力して、直接ケアマネージャーさんがその方や家族とお話しして、実際に避難をするときに支援者を選んでいただくとか、地域の方とお話をして計画作成していくものでございますので、その中の範囲で個人情報のやりとりが可能となっております。また、避難行動要支援者の個別計画の中には、そのような情報、私が障がいを持っていますよというような情報を区長さんとか関係行政機関に情報提供することについて同意を求めることになっており

ます。また、その同意がない場合は個別避難計画を作れないことになっておりますので、避難行動要支援者の同意があれば私たちも積極的に地域の方と自主防災会の方と協力して防災対策を進めていきたいと考えております。以上です。

【山口委員】

あの、今のお答えによって、同意がとれない場合、自主防災会も対応のしようがありません。それで、わりかし同意がないんですよね。で、そういう人をほっといて良いですね。

【事務局（鈴木）】

ほっといていいとは言いませんが、今個別にケアマネージャーさんがまわってもらっておりますので、その中で、実際始めたばかりで、1件ようやくできたところですので、徐々に。私のことほっといてという方は現場ではやはりあることはあるのですね。私年寄りですからとか。そうはいつでもというのがありますので、そこはなんとか、誠意を持って、こういう制度があるからと、寄り添って対応できたらと思っております。

【山口委員】

責めておるわけではありませんので。実際、自主防災会の区だとか設計書を書くんですよ。担当だとかいろいろな役割が。それで、しっかりした区長さんだと徹底して出したいわけですよ。その時に想像で、あそこに確かおばあちゃんおったよねと、区長に聞いても区長は役場に行って情報を聞くけれども、社協もきつとそうだと思うのですけれども、個人情報も徹底されておりますので、情報は入らない。ということで、その区の会議が進んでいかないんですよね。それで、今言われた回答でいきますと、ケアマネとその家族が、しっかり防災組織を意識して、理解していただいて、狭い範囲で結構ですから、せめて区長には連絡して、どこの部屋にいるかまで昔書けて言われたときがあったんですよ。家の中の2階に寝ているのか、1階に寝ているのか、病気かどうか分からないのに、とてもできないと言ってもめたこともありますけれど、そういう個人情報の問題については、やっぱり組織でしっかり家族と話し合っていていただいて区長さんで結構ですので、自主防災組織の代表に連絡だけ、小さなばらばらでかまいませんので、担当だけは言っていただければ共助の先頭に立って、しっかり文字の記載のとおりやっていきたいと思っておりますので、その辺の裏支えをしっかり行政でやっていただきたいと、そのように提案だけさせていただきます。

【事務局（鈴木）】

はい。ありがとうございます。

【会長】

他に、いかがでしょう。

【会長】

よろしいですかね。それでは、ご意見もございませんでしたので、これで次のその他に移ります。

まず、「資料7 消防統計速報値」について田中委員からご報告がありますので、よろしく願いいたします。

【田中委員】

新城市消防本部の消防長の田中といたします。日頃は消防行政にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。本日、資料7の説明をさせていただきますので、着座にて失礼いたします。

資料7につきましては、消防統計でありまして、現在速報値となっております。令和4年中の火災件数につきましては、41件火災が発生しております。設楽町で発生した火災については、5件になります。詳細の種別につきましては、この消防統計をご覧ください。

救助出動件数につきましては、80件の出動を行っております。設楽町地内では15件の出動をしております。

救急出動件数につきましては、2,497件の出動を行っております。設楽分署の救急車が出動した件数につきましては258件の出動をしております。

へりの出動件数につきましては、防災へりにつきまして10件の要請をしております。ドクターへりにつきましては、144件の要請をしております。

今年に入りまして1月28日から昨日までに、新城管内において14件の火災が発生しております。2月18日の未明には建物火災がありまして、1名の方の尊い命も失われております。

3月1日昨日から火災予防運動が3月7日の1週間全国一斉に行われております。それに伴いまして、消防本部といたしましては、広報活動の充実と住宅用火災警報器の設置及び電池の交換等の広報も実施していきます。14件の火災の主な発生原因としましては、野焼きによる火災が多く発生していることが特徴と、建物火災においては、コンロ等で火をつけた後に、その場を離れて目を離れたことによって、火災が発生しているという状況が増えておりますので、住民の方には火を取り扱う際には、その場を離れないという広報もしっかりとして

いかなければならないと思っております。

以上が消防本部からの報告になります。どうもありがとうございます

【会長】

ありがとうございました。ただいま、ご報告いただきましたことにつきまして、何かご意見、ご質問ございましたら、お願いしたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。それでは、意見がないようですので、続きまして、「資料8 令和5年度南海トラフ地震等対策事業費補助金の概要」について大野委員からご報告がありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

【大野委員】

愛知県東三河総局新城設楽振興事務所長の**大野**です。常日頃から大変お世話になっております。ありがとうございます。着座にて失礼させていただきます。

資料の前にですね、令和4年度の状況でございますが幸いにもこの地域は被害がなく過ごすことができしております。しかしながら、各地で過去に経験の無い極端な気象現象が起きておりまして、甚大な被害が発生しているところでございます。昨年9月、隣接する静岡県におきましては、台風15号における大雨により、死者3名住家被害1万5千棟余の甚大な被害がありました。そうしたことを見るにつけ、地域防災計画を始めとする各種計画やマニュアルの適切な整備、実践的な研修や訓練の実施、防災資機材等の充実強化等の平時からの計画的な備えが重要であると改めて感じた次第でございます。

その上で、お手元に資料8 愛知県の令和5年度当初予算案関連の資料を1枚入れさせております。南海トラフ地震等の大規模災害への備えを強化しますという資料でございます。

愛知県におきましては、来年度、南海トラフ地震等対策事業費補助金につきましては、補助メニューを新設、拡充すると共に予算額を2億から2億5千万円に増額する予算案を、今やっております2月定例議会に提出しております。

補助メニューの新設といたしましては、一つ目の四角囲いに記載の災害対応DX化推進事業、防災訓練実施事業に、医療的ケア措置事業でございまして、これら新規メニューにつきましては、令和7年度までの時限措置となっております。市町村域を越えた応援、受援体制の確立を図るため、県方面本部や近隣市町村との連携を内容に含む防災訓練の経費や、福祉避難所における人工呼吸器等の医療機器の購入や電源整備のための経費などが補助対象となりますので、積

極的に活用いただきたいと考えております。

また、2つめの四角囲いですが、避難所機能向上事業におきましては、一部は令和7年度までの時限付きであるものの、補助対象となる資機材が増えます。さらには、その下に記載の通り消防団車両の補助基準額を引き上げます。ちなみに、小型動力ポンプ付き積載車のB2級につきましては269万7千円から496万3千円に、B3級につきましては252万6千円から437万円となります。

最後に来年度の愛知県総合防災訓練につきましては、9月3日日曜日に安城市で、愛知県消防操法大会につきましては、8月5日土曜日に新城市の新城総合運動公園で開催を予定しております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。ただ今ご報告をいただいたことにつきまして、何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いをしたいと思います。

【会長】

よろしいですかね。ありがとうございました。

【会長】

この際でありますので、委員の皆様から何かご意見ご質問があれば、お願いをしたいというふうに思いますが。

【会長】

よろしいですかね。はい、ありがとうございました。

では、以上をもちまして、予定をしておりました議題を終了いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げたいというふうに思います。

それでは、事務局にお返しをします

【事務局（米倉）】

円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度設楽町防災会議を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。